

デジタル統括室発注の物品等随意契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和6年9月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度テレワーク用PC 機器等一式長期借入(再リ ス)	事務用品・機 器	三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部	1,808,796	令和6年9月25日	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	G7	—

No. 1

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和2年度テレワーク用PC機器等一式長期借入（再リース）

- 2 契約の相手方
三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

- 3 随意契約理由
リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため。新たに調達を行うよりコストを低く抑えることができ、この事業が令和8年度以降存続しない可能性もあるため、新規調達ではなくリース延長で契約をする。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G7)

- 5 担当部局
デジタル統括室基盤担当基盤グループ (06-6543-7122)